

○監査の結果に関する報告等の提出に基づく市長等の措置状況等に係る 取扱方針について

平成 14 年 8 月 9 日
郡山市監査委員
改正 平成15年1月9日
改正 平成30年12月25日
改正 令和 2 年 3 月 4 日
改正 令和 5 年 6 月 29 日

監査の通知及び公表（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第14項及び同条第15項）については、市長等が監査の結果に関する報告及び勧告に対し措置を講じたときは、監査委員に対し「措置の通知」をし、それを受けた監査委員はこれを「公表」することが義務づけられている。

監査委員は本来、市長等からの措置の通知を待つ立場にあるが、監査結果の実効性を確保させるため、次のとおり進行管理を行うこととし、措置の通知の提出のないものについても、その見直し等の対応状況や措置を講じない理由等について照会をし、対応状況報告を求め措置を促すこととする。

なお、法第199条第10項では、組織及び運営の合理化に資するための「監査の結果に関する報告に添えて提出する意見」について規定しているところであるが、本方針では当該意見についても、措置状況等に係る進行管理を行うこととする。

参考 地方自治法（抜粋）

第 199 条

- ⑨ 監査委員は、第 98 条第 2 項の請求若しくは第 6 項の要求に係る事項についての監査又は第 1 項、第 2 項若しくは第 7 項の規定による監査について、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。
- ⑩ 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、第 75 条第 3 項又は前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。この場合において、監査委員は、当該意見の内容を公表しなければならない。
- ⑪ 監査委員は、第 75 条第 3 項の規定又は第 9 項の規定による監査の結果に関する報告のうち、普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員において特に措置を講ずる必要があると認める事項については、その者に対し、理由を付して、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。この場合において、監査委員は、当該勧告の内容を公表しなければならない。
- ⑭ 監査委員から第 75 条第 3 項の規定又は第 9 項の規定による監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置（次項に規定する措置を除く。以下この項において同じ。）を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。
- ⑮ 監査委員から第 11 項の規定による勧告を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該勧告に基づき必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。

1 進行管理の対象

監査の結果に関する報告及び勧告並びに監査の結果に関する報告に添えて提出する意見（以下、「監査の結果に関する報告等」という。）のうち、次の監査に係る指摘事項（勧告を含む。以下同じ。）及び意見（ただし、指摘事項については平成10年4月1日以降、意見については平成29年4月1日以降の監査に係るものに限る）

- (1) 定期監査（法第199条第4項による監査）
- (2) 随時監査（法第199条第5項による監査）
- (3) 行政監査（法第199条第2項による監査）
- (4) 財政援助団体等監査（法第199条第7項による監査）
- (5) 市長の要求に基づく監査（法第199条第6項による監査）
- (6) 外部監査人監査（外部監査人監査に関する法の条文にも、法第199条第14項と同様の規定が設けられているので、監査委員監査と同様の取扱いとする。）

2 措置を講じたものの基準

監査委員から監査の結果に関する報告等の提出を受けた市長等が、当該監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知することとするが、措置を講じたものとは、

- (1) 措置を完了したもの
- (2) 措置を完了することが確定したもの
- (3) 措置の方策について、計画及び具体策を講じて、措置に着手したが、完了までに相当の期間を要するもので、今後も措置の実現に最善の努力をすることが確実であると監査委員が判断できるもの

とし、これ以外の「検討中のもの」及び「実施途中のもの」並びに「今後の措置の実現に最善の努力をすることが確実であることが客観的に判断できないもの」は含まれない。

3 措置の通知

市長等は、監査の結果に関する報告等を参考として措置を講じたときは、「監査の結果に関する報告等に対する措置の通知（様式第2号）」により措置の通知を監査委員に提出することとするが、措置の履行を確認するため、措置の通知に次の内容を明確にすること及びこれを確認できる資料の添付（又は提示）を求めることとする。

(1) 措置を完了したもの

記載内容	具体的に措置を講じた事項及び措置の完了期日
添付（提示）資料	措置の履行を確認できる書類

(2) 措置を完了することが確定したもの

記載内容	具体的に措置を講じる事項及び措置の完了時期
添付（提示）資料	措置の履行の確定を確認できる書類（条例・規則改正（案）等）

- (3) 措置の方策について、計画及び具体策を講じて、措置に着手したが、完了までに相当の期間を要するもので、今後も措置の実現に最善の努力をすることが確実であると監査委員が判断できるもの

記 載 内 容	措置の計画、進行状況、行程等
添 付 資 料	措置計画書、進捗状況表、行程表等

4 監査の結果に関する報告等の進行管理

監査の結果に関する報告等に対し市長等が措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知をすることによって、監査委員は、この進行状況を知ることができるが、「検討中のもの」等は措置を講じたものには含まれないため、市長等からの「措置の通知」待ちの状態となり、「未措置」なのか又は「措置を講じないと決定した」のか、市長等の対応状況が把握できない状態が続くことになる。

このことから、監査委員（事務局）は、監査の結果に関する報告等の進行管理を行い、措置の通知が提出されていないときは、「監査の結果に関する報告等に対する対応状況」について照会をし、未措置のものへの対応状況や措置を講じない理由等について報告を求めるものとする。

(1) 進行管理の方法

監査委員（事務局）は、「監査の結果に関する報告等に対する措置状況管理簿（様式第1号）」を備え記録管理し、市長等から「監査の結果に関する報告等に対する措置の通知（様式第2号）」及び「監査の結果に関する報告等に対する対応状況報告（様式第3号）」の提出のあった都度整理する。

(2) 措置の通知の公表

市長等から、「監査の結果に関する報告等に対する措置の通知」の提出があったものについて、監査委員は次のとおり公表を行い監査の透明性、実効性を確保し、より監査機能の強化を図るよう努める。

ア 公表の方法等

郡山市公告式条例に定める掲示場に掲示して公表するとともに市のウェブサイトに掲載する。

イ 公表の時期

できるだけ早い時期に市民に情報提供を行うよう努める。

従って、市長等から措置の通知を受けた場合は、原則として、通知のあった日の直近に開催される監査委員会議において報告した後、その都度公表する。

(3) 対応状況の照会

監査の結果に関する報告等のあった日から概ね3か月以内に措置の通知の提出のないものについて、代表監査委員名文書により照会し、「監査の結果に関する報告等に対する対応状況報告」の提出のあった日（原則、照会の日から2か月以内）の直近に開催される監査委員会議において報告する。なお、平成29年4月1日以降の監査に係る対応状況報告は、上記（2）のイ及びイに準じて公表（「監査の結果に関する報告等に対する対応状況報告」の提出のあった日から概ね1か月以内とする）を行うものとし、また、当該公表後に新たな対応状況報告が提出され、対応状況に変更が生じた場合も同様とする。

ア 監査の結果に関する報告等に対する対応状況報告書

監査の結果に関する報告等に対して、市長等がその全部又は一部の事項の措置の通知を提出していないものについて、その対応状況を下記の区分により報告を求める。

なお、最も関連性が高いと考えられる照会先に報告を求めることができるものとする。

区 分		摘 要	対応状況
未 措 置	未 検 討	これから検討するもの	未検討であること理由等
	検 討 中	検討中のもの	現状、方向性、実施時期の見通し等
措置を講じないと決定		措置を講じることが不可能、非常に困難であるもの等	講じない理由、見解等

(4) 対応状況報告後の取扱い

監査委員が対応状況報告を受けた後、「措置の通知」が提出されないものについては毎年度1回、上記(3)に準じて照会等を行う（ただし、照会時の同一年度に既に対応状況報告が提出されているものや、監査委員が不要と認めたものは除く）ものとする。

様式第1号

監査の結果に関する報告等に対する措置状況報告管理簿

監査種別 _____

年度

第 回 (年 月 日報告)

監査の結果 (指摘事項・意見)

措置・対応状況

監 査 委 員

(市 長 等)

監査の結果に関する報告等に対する措置の通知

監査の結果に関する報告等に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

_____監査
_____年度
第 回 (____年 月 日報告)

監査の結果 (指摘事項・意見)
措置

監 査 委 員

(市 長 等)

監査の結果に関する報告等に対する対応状況報告

監査の結果に関する報告等に対する対応状況について、次のとおり報告します。

_____ 監査
_____ 年度
第 回 (_____ 年 月 日報告)

監査の結果 (指摘事項・意見)
対応状況